

平成 25 年 度

盛岡市財政健全化審査意見書
盛岡市経営健全化審査意見書

盛岡市監査委員

凡 例

- 1 文中等に用いる比率は、表記数値未満を切捨して表示した。
- 2 各表中の符号「-」は、該当数値のないものを表示した。

26 盛 監 第 52 号

平成26年8月28日

盛岡市長 谷 藤 裕 明 様

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男

同 菊 池 秀 一

同 佐 藤 敬 三

同 川 村 幸 子

平成25年度盛岡市財政健全化及び経営健全化審査意見
について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により審査に付された平成25年度健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに同法第22条第1項の規定により審査に付された平成25年度資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について次のとおり意見を提出します。

平成25年度盛岡市財政健全化審査意見

第1 審査の対象

平成25年度健全化判断比率（実質赤字比率，連結実質赤字比率，実質公債費比率及び将来負担比率）並びに当該比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

平成26年7月23日から平成26年8月25日まで

第3 審査の方法

- 1 審査に付された平成25年度健全化判断比率が法令等に基づき適正に算定されているか否かについて審査した。
- 2 平成25年度健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか否かについて審査した。
- 3 その他必要に応じて説明を求めるなど，通常必要とされる審査手続きによって審査した。

第4 審査の結果

- 1 健全化判断比率は，法令等に基づき適正に算定されているものと認められた。
- 2 健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は，適正に作成されているものと認められた。
- 3 平成25年度健全化判断比率は，次のとおりである。

(単位 %)

健全化判断比率	平成25年度	平成24年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	11.25	20.00
連結実質赤字比率	—	—	16.25	30.00
実質公債費比率	12.6	13.3	25.0	35.0
将来負担比率	89.4	89.7	350.0	

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等で実質黒字を生じていることから、数値は算出されないものである。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、一般会計等及び公営事業会計で実質黒字を生じていることから、数値は算出されないものである。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、12.6%となっており、昨年度と比較して0.7ポイント減少しており、早期健全化基準25.0%との比較では12.4ポイント下回っている。

(4) 将来負担比率

将来負担比率は、89.4%となっており、昨年度と比較して0.3ポイント減少し、早期健全化基準350.0%との比較では260.6ポイント下回っている。

第5 むすび

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については実質黒字を生じており、実質公債費比率及び将来負担比率については前年度と比較して数値が改善しており、財政健全化計画の策定等が求められる早期健全化基準以下となっている。今後とも健全な財政運営に努められたい。

平成25年度盛岡市経営健全化審査意見

第1 審査の対象

平成25年度資金不足比率並びに当該比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

平成26年7月23日から平成26年8月25日まで

第3 審査の方法

- 1 審査に付された平成25年度資金不足比率が法令等に基づき適正に算定されているか否かについて審査した。
- 2 平成25年度資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか否かについて審査した。
- 3 その他必要に応じて説明を求めるなど、通常必要とされる審査手続きによって審査した。

第4 審査の結果

- 1 資金不足比率は、法令等に基づき適正に算定されているものと認められた。
- 2 資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められた。
- 3 平成25年度資金不足比率は、次のとおりである。

(単位 %)

会 計 の 名 称	平成25年度	平成24年度	経営健全化基準
盛岡市水道事業会計	—	—	20.0
盛岡市下水道事業会計	—	—	20.0
盛岡市病院事業会計	—	—	20.0
公設浄化槽事業費特別会計	—	—	20.0
農業集落排水事業費特別会計	—	—	20.0
中央卸売市場費特別会計	—	—	20.0

資金不足比率算定の対象となるすべての公営企業会計において資金不足は生じておらず、数値は算出されないものである。

第5 むすび

すべての公営企業会計において経営健全化基準による資金不足は生じていない。今後とも経営計画等に基づき、健全な経営に努められたい。